

平成 24 年 4 月 2 日

福島復興再生特別措置法(平成 24 年 3 月 31 日施行)における 災害復興住宅融資の対象拡大について

～原子力発電所の事故による避難指示区域内にお住まいになっていた方は、
り災証明書が交付されない場合も災害復興住宅融資をご利用いただけます。～

< 報道関係各位 >

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽 1-4-10、理事長：宍戸 信哉）では、災害からの早期復興を支援するため、災害により住宅に被害を受けられた方に対する長期・固定金利の融資（災害復興住宅融資）を実施しております。

平成 24 年 3 月 31 日施行の福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島法」といいます。）には、災害復興住宅融資の対象拡大が盛り込まれており、原子力発電所の事故による避難指示区域内にお住まいになっていた方は、り災証明書（地方公共団体が現地調査等により被害状況を確認し、り災住宅の被害程度について証明するもの）が交付されない場合も災害復興住宅融資をご利用いただけるようになりました。

【報道関係者の方からのお問合せ先】

経営企画部広報グループ 頼／松木／和田 TEL：03-5800-8019

※お客さまからのお問合せ先については、3 ページをご参照ください。

災害復興住宅融資の対象拡大について

原子力発電所の事故による避難指示区域内に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた方が、住宅を建設または購入される場合は、り災証明書（地方公共団体が現地調査等により被害状況を確認し、り災住宅の被害程度について証明するもの）が交付されなくても、避難指示区域内にお住まいになっていたことを確認できれば災害復興住宅融資をご利用いただけます（注1～注5）。

融資条件等については、次のとおりです。

融資条件	融資限度額	東日本大震災でお住まいが全壊等された方に対する災害復興住宅融資（建設・購入）の融資条件と同じ（当初5年間の基本融資額の融資金利は0%等） ※詳細については3ページをご参照ください。
	融資金利	
	返済期間 (据置期間)	
申込期間	平成24年3月31日の福島法施行日から、従前お住まいになっていた住宅の存する区域に出されていた避難指示が解除される日まで	
申込方法	当分の間は、郵送により住宅金融支援機構にお申込みいただけます。金融機関でお申込みができるようになりましたら、機構ホームページにおいてご案内をさせていただきます。	

注1 避難指示区域とは、法律に定められている警戒区域や避難のための立退きが指示されている区域をいいます。現在の避難指示区域は首相官邸ホームページに公示されております。

(<http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/20120330kouji.pdf>)

注2 避難指示区域内に平成23年3月11日時点でお住まいになっていなくても、避難指示がなされるまでの間にお住まいになった方についてはご利用いただける場合がございますので、個別にご相談ください。

注3 避難指示区域内に平成23年3月11日時点でお住まいになっていた親（満60歳以上の父母・祖父母）のために住宅を建設または購入される場合もご利用いただけます。

注4 お申込みにあたり避難指示区域内にお住まいになっていたことを、被災証明書または住民票で確認させていただきます。これらの書類が提出できない場合は、個別にご相談ください。

注5 避難指示区域内に賃貸住宅を所有されている方で、従前入居されていた方や被災された方のために、福島県内に賃貸住宅を建設・購入される方もご利用いただけます。

※ なお、避難指示区域内の住宅が、東日本大震災により滅失・損傷している場合は、今回の福島法による措置ではなく、現行の災害復興住宅融資を申し込むこともできます（この場合は、り災証明書が必要となります。）。その場合の申込期間は、平成27年度末までとなります。ただし、避難指示解除後の区域で住宅を建設、購入または補修する場合は、平成27年度末を経過した後も、その解除日から6か月経過日まで現行の災害復興住宅融資の申込みが可能となります。

【参考】災害復興住宅融資制度【東日本大震災】の概要

災害復興住宅融資制度は、災害からの早期の復興を支援するため、災害により住宅に被害を受けられた方に対する長期・固定金利の融資を実施する制度です。

【新築家屋（建設）の場合（個人向け）】

○融資限度額

（単位：万円）

建設資金		土地取得資金	整地資金
基本融資額	特例加算額	（基本融資額）	（基本融資額）
1,460	450	970	390

※土地取得資金は、賃借権の場合は580万円、保証金により取得した定期借地権の場合は380万円（一定の要件があります。）が限度となります。

※整地資金は、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合などにご利用いただけます。

※土地取得資金及び整地資金は、建設資金と併せて利用する場合に限り利用できます（単独では利用できません。）。

○融資金利（平成24年3月16日以降受理分） ※融資金利は、原則として毎月改定します。

【基本融資額】 当初5年間：0% 6～10年目：1.04% 11年目以降：1.57%

【特例加算額】 2.47%

○返済期間

耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年以内
木造（一般）	25年以内

※ご融資の日から5年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長されます。

※返済期間は、上記の住宅構造による返済期間または以下の年齢による返済期間のいずれか短い年数となります。

年齢による返済期間：「80歳」－「申込み時の年齢（1歳未満切り上げ）」

※「木造（耐久性）」とは、準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅以外のもので、機構の定める耐久性基準に適合した住宅です。また、構造の詳細については、機構へお問い合わせください。

【お客様からのお問合せ先】

 0120-086-353 [災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）]

※ご利用いただけない場合は、048-615-0420 におかけください。

※営業時間：9：00～17：00（電話相談は土曜日・日曜日も実施（祝日、年末年始は休業））

※賃貸住宅のお問合せについては、022-227-5036（東北支店まちづくり推進グループ）におかけください（営業時間：平日9：00～17：00）。

【住宅金融支援機構ホームページアドレス（東日本大震災 特設サイト）】

<http://www.jhf.go.jp/shinsai/index.html>

【携帯用サイト】 <http://www.jhf.go.jp/i>

